

平成30年度

(クリエイティブ起業創出事業連携枠)

ひょうごチャレンジ起業支援貸付(無利子)のご案内

〈受付期間〉平成30年6月1日(金)～8月30日(木) 〈最終日16時必着〉

〈ご利用のポイント〉

- ① 新規性や創造性に富んだビジネスプランを有し、兵庫県内に活動拠点を置いて起業にチャレンジする代表者(実質的な経営者)にご利用いただける長期(10年以内・うち3年据置き)の無利子貸付金です。
- ② 貸付限度額は500万円。貸付日以降の1年以内に支出する設備資金・運転資金にご利用いただけます。
- ③ 担保や第三者保証人なしで申請していただけます。保証料も不要です。

貸付対象者	新規性や創造性に富んだビジネスプランを有し、兵庫県内に活動拠点を置いて起業にチャレンジする代表者(実質的な経営者)で、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが実施する「平成30年度クリエイティブ起業創出事業助成金」に申込みをする方 (ただし、第二創業による申請者は除く。)
貸付対象分野	クリエイティブ起業創出事業助成金ビジネスプラン募集要項に定める以下の事業とする。 ①創造性や技能・技術により新たな価値や市場を生み出すクリエイティブなものづくりやサービス等(デザイン・アート・コンテンツ・広告・ファッション等に限らず、食・インテリア・伝統工芸品・観光などあらゆる分野を対象とする。ただし、第一次産業は除く。) ②ただし、公序良俗に反する事業や、公金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業(風営法により規制の対象となるもの等)は対象外。
貸付限度額	500万円(貸付額は10万単位、最低貸付金額は100万円)
貸付割合	センターが貸付対象として認めた必要経費の70%以内または貸付限度額の低い方
貸付利率	無利子
貸付期間	10年以内(うち3年据置き)、半年毎(14回以内)の均等返済
資金使途	貸付日以降の1年以内に支出する運転資金・設備資金 (助成金申請における自己負担部分も含めた事業実施に必要な経費)
連帯保証人	原則として代表者保証のみ(個人事業主の場合、連帯保証人は不要) ※貸付の可否は審査会で決定し、審査による貸付条件が付加される場合があります。



[申請・問合せ先]

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター
創業推進部 投資育成課
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4
神戸市産業振興センター 2階
TEL 078-977-9075 FAX 078-977-9112

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/challengekasituke-creative>
(公募要領、様式はこちら)